

令和 7 年 8 月 1 5 日

【令和 6 年能登半島地震等に伴い公表された座標補正パラメータによる登記所備付け地図等の筆界点等の修正作業の実施に関する**一部変更**について】

※ 以下でお知らせしておりました作業について、作業時期及び作業地域を変更することとしました。利用者の皆様には大変御迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

変更内容につきましては、別紙に赤字で記載しております。松本支局の作業時期は確定しだい、改めてお知らせします。

令和 7 年 6 月 1 7 日

## 法務局からのお知らせ

【令和 6 年能登半島地震等に伴い公表された座標補正パラメータによる登記所備付け地図等の筆界点等の修正作業の実施について】

法務省において、国土交通省国土地理院が令和 6 年能登半島地震の発生に伴い令和 6 年 2 月 1 5 日及び同年 7 月 1 2 日に公開した座標補正パラメータ・ファイル並びに令和 6 年宮崎県日向灘を震源とする地震の発生に伴い同年 1 0 月 1 7 日に公開した座標補正パラメータによる登記所備付け地図等（不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条第 1 項に規定する地図及び同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面（公共座標値が記録されているものに限る。）をいう。）の筆界点等の座標値（不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）第 1 3 条第 1 項第 5 号に規定する図郭線の座標値及び同条第 2 項に規定する筆界点の座標値をいう。）を修正する作業（以下「一括修正作業」といいます。）を全国的に実施いたします。

当局における一括修正作業を行う管轄及び期間は別記の日程のとおりであり、地図情報システムにおける大規模な並行処理による地図データのそごの発生を防ぐため、一括修正作業期間中は地図記入及び土地に関する図面登録を**事実上停止する**こととなります。したがって、一括修正作業期間中は、これをまたぐ登記申請事件の遅延等が生じることから、利用者の皆様には御不便をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

また、地図証明書については、一括修正作業の前後により別紙のとおり注記がされることとなりますので、御了承願います。

## 記

## 長野地方法務局

- 本 局 (本年 7 月 8 日から 7 月 24 日までの間)  
対象市町村 管轄地域全て
- 飯山支局 (同 7 月 25 日から 7 月 31 日までの間)  
対象地町村 管轄地域全て
- 上田支局 (同 8 月 1 日から 8 月 12 日までの間)  
対象市町村 上田市、東御市、埴科郡坂城町
- 佐久支局** (同 8 月 13 日から 8 月 18 日までの間)  
対象市町村 小諸市 → **管轄地域全て**
- 松本支局** (同 8 月 19 日から 8 月 25 日までの間) → **(同 11 月中)**  
対象市町村 安曇野市、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村  
同郡筑北村 → **管轄地域全て**
- 大町支局 (同 8 月 26 日から 9 月 1 日までの間)  
対象市町村 管轄地域の全て

## 【地図証明書の注記について】

座標補正パラメータ修正作業後の地図証明書の注記は以下のとおり表示されます。

なお、地積測量図には下記の注記は表示されませんので作成年月日等をご確認の上、取扱いにご留意願います。

※ 令和 6 年能登半島地震の発生以前の基本三角点等の成果に基づき作成された地図情報であって、座標補正パラメータによる補正がされたものに係る地図証明書

「国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ ( noto2024\_BL. par ) による修正がされています。」

※ 令和 6 年能登半島地震の発生以前の基本三角点等の成果に基づき作成された地図情報であって、一括修正作業により座標補正パラメータによる補正がされていないものに係る地図証明書

「国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ ( noto2024\_BL. par ) が未公表等の理由により修正がされていません。」